

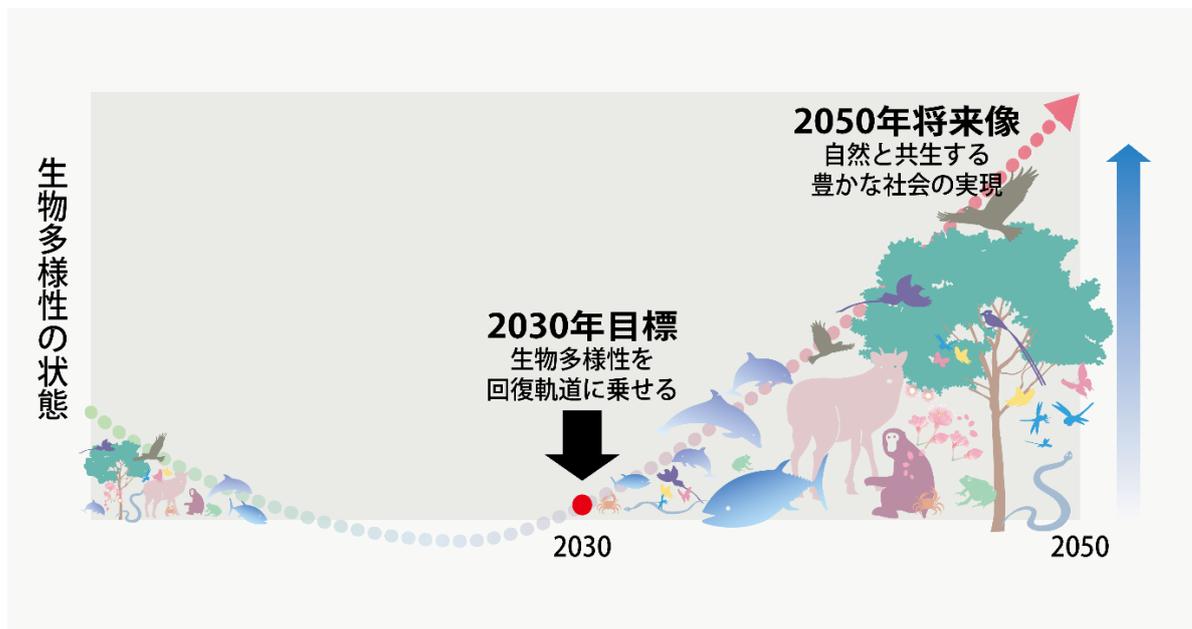
第4章 将来像の実現に向けた目標と基本戦略

1. 東京の将来像を実現するための2030年目標

ポスト2020生物多様性枠組や次期生物多様性国家戦略などの検討状況を踏まえつつ、2050年東京の将来像の実現に相応しい2030年目標を次のとおり掲げます。

自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる（＝ネイチャーポジティブの実現）

ネイチャーポジティブとは、「2020年をベースラインとして2030年までに自然の損失を止め回復軌道に乗せること」とされています。都は2030年目標としてネイチャーポジティブの実現を目指します。



ネイチャーポジティブ実現のイメージ

2. 2030年目標の実現に向けた基本戦略

2030年目標を実現するためには、生物多様性の価値が尊重されるとともに、持続可能な利用が行われ、東京の豊かな自然が後世に受け継がれる社会づくりを進めていかなければなりません。一方、行政のみでそうした社会づくりを進めることは困難であり、都民、事業者、NPO・NGO等の民間団体、教育・研究機関などの様々な主体が、連携・協働しながら取組を進めていく必要があります。

このため、様々な主体が取組を進めていく上での指針となる3つの基本戦略を掲げるとともに、3つの基本戦略に紐づく10の行動方針を設定します。なお、本戦略は令和4（2022）年度から令和12（2030）年度の9年間を対象期間としています。

3つの基本戦略



基本戦略

I

生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

東京の自然の基礎的な情報をもとに、現在残っている良好な生物多様性の保全を進めるとともに、既に劣化してしまった生物多様性の回復を図ることで、東京の豊かな自然を後世につないでいきます。



基本戦略

II

生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

都内外の生物多様性の恵みを持続的に利用し、癒しや潤い、地域コミュニティの活性化、防災や減災、気候の調整など、都民生活の向上にいかしていきます。



基本戦略

III

生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

生物多様性の価値を認識し、生物多様性を自分事として捉えることにより、都内の課題だけでなく、日本全体さらには地球規模の課題にも対応した行動にかえていきます。

基本戦略に紐づく 10 の行動方針

- 行動方針 1 地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全
- 行動方針 2 希少な野生動植物の保全と外来種対策
- 行動方針 3 人と野生動物との適切な関係の構築
- 行動方針 4 自然環境情報の収集・保管・分析・発信
- 行動方針 5 東京産の自然の恵みの利用（供給サービス）
- 行動方針 6 防災・減災等につながる自然の機能の活用（調整サービス）
- 行動方針 7 快適で楽しい生活につながる自然の活用（文化的サービス）
- 行動方針 8 生物多様性の理解促進
- 行動方針 9 生物多様性を支える人材育成
- 行動方針 10 都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容

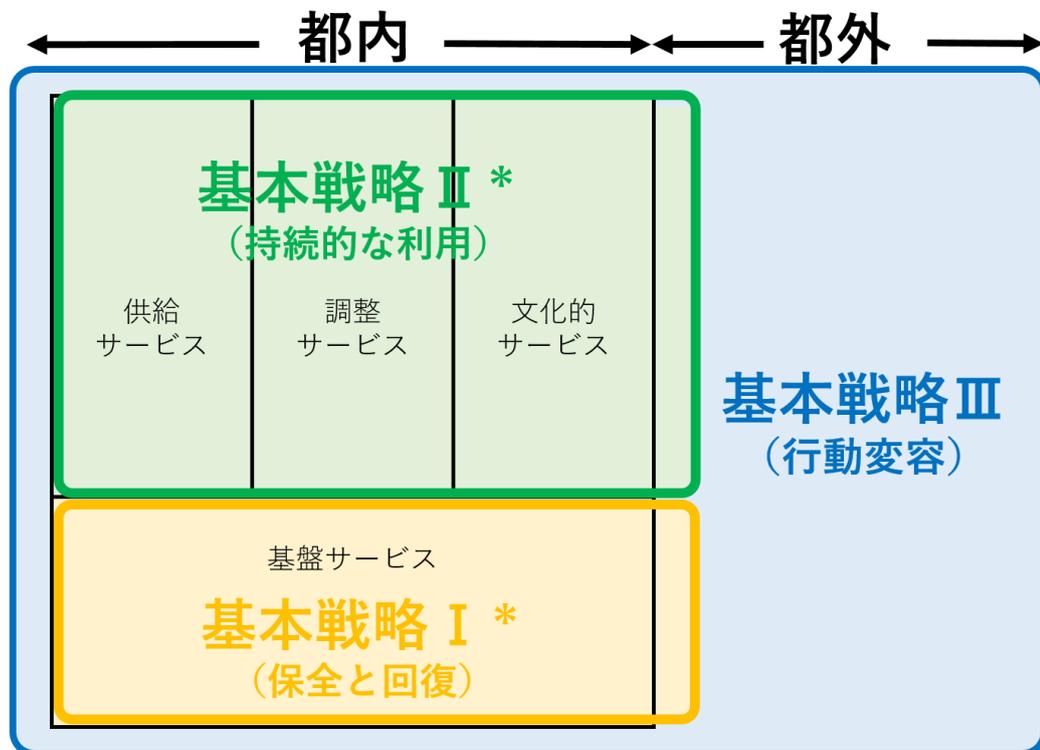
【生態系サービスごとの将来像と基本戦略との関係性（イメージ）】

基本戦略は、第3章で示した生態系サービスごとの東京の将来像を踏まえて、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3つに整理しています。

基本戦略Ⅰは、「生物多様性の保全と回復」を軸として、生態系サービスの土台となる基盤サービスの維持向上を目的とする戦略です。

基本戦略Ⅱは、「生物多様性の持続的な利用」を軸として、供給サービス、調整サービス、文化的サービスの最大化による都民生活の向上を目的とする戦略です。

基本戦略Ⅲは、「生物多様性に関する理解と行動変容」を軸としており、都内だけではなく都外、地球規模の課題も視野に入れた行動を促すことを目的とする戦略です。



- * 1 基本戦略Ⅰ及びⅡは、基本的に都内を対象としていますが、必要に応じて、隣県や関連地域等の一部も含めて整理しています。
- * 2 基本戦略Ⅲは、都外からの生態系サービスを利用している視点から、都外に影響を与える都内の消費行動の変容なども対象にしています。

生態系サービスごとの将来像と基本戦略との関係性（イメージ）

3. 基本戦略ごとの行動目標

東京全体の2030年目標を実現するためには、様々な主体が連携・協働しながら3つの基本戦略を着実に進めていくことが必要です。そこで、基本戦略ごとに都民・事業者等にも伝わりやすく、共に目指すことのできる行動目標を掲げます。

◆基本戦略Ⅰの行動目標

生物多様性の保全と回復を進めるためには、緑や水辺等の生息・生育環境の確保やみどりの質の向上に関する取組に加えて、個別の種の保全に着目した取組を進めていく必要があります。

行動目標① 生物多様性バージョンアップエリア 10,000+

生物多様性の保全と回復のためには、「森林や里地里山などの今ある自然を適切に保全管理していくこと」、「開発などで失われるおそれのある既存のみどりがこれ以上失われないよう確保すること」、「公園・緑地などのみどりを新たに拡大していくこと」の視点が必要です。
2030年までにそのため、「自然地の保全管理」、「みどりの新たな確保」、「公園・緑地の新規開園」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持・向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」として位置づけます。そして、2030年までに行政として「みどりの質の維持・向上を図るエリア」と「みどりの量を確保・拡大するエリア」を合わせて10,000haとすることを目指します。さらに、行政だけでなく、OECMなど民間等の取組を「+（プラス）」で表現し、様々な主体とともに目指すことのできる目標とします。

■ 自然地の保全管理（自然地の保全管理によるみどりの質の維持・向上の視点）



間伐により適切に管理された森林



適切な保全管理により復元した里山

■ みどりの新たな確保（開発などにより失われるおそれのある既存のみどりの確保の視点）



国分寺市 恋ヶ窪用水路周辺緑地



杉並区 荻窪一丁目・成田西二・三丁目地区（屋敷林とミカン畑の風景）

■ 公園・緑地の新規開園（人の利用に供する公園・緑地の拡大の視点）



令和2（2020）年に新規開園した都立高井戸公園



令和6（2024）年度末開園予定の海の森公園（イメージ）

行動目標② 新たな野生絶滅 ZERO アクション

2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、減少している野生生物の保全・回復を図るための実効性のある取組を様々な主体とともに実施することを目標とします。



小笠原諸島で人工飼育・繁殖活動をしているオガサワラカワラヒワ（島しょ部 CR）



外来種オオカワヂシャの駆除作業¹⁰¹

¹⁰¹ 保全地域体験プログラム（里山へGO!）参加者による、在来種のカワヂシャ(VU)を守るための外来種オオカワヂシャの駆除作業

◆基本戦略Ⅱの行動目標

生物多様性は、生きものの生息・生育環境以外に、食料の供給や災害防止、緑地におけるストレス解消など、社会的課題の解決に資する様々な価値を有しています。こうした生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかしていくためには、自然を活用した解決策（Nature-based Solutions, NbS）となる様々な取組を、行政・事業者・民間団体などの各主体がともに推進していく必要があります。（NbSについてはP166~~+~~参照）

行動目標 Tokyo-NbS アクションの推進～自然に支えられる都市東京～

2030年までを「NbSの定着期間」と捉え、各主体がNbSとなる取組を実施していくことを目標とします。NbSとしての効果や成果を整理して、その事例を内外に発信し、自然の様々な価値を「見える化」することで、各主体のNbSの取組を促進します。



葛西海浜公園



都心の企業緑地

◆基本戦略Ⅲの行動目標

生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるためには、生物多様性の危機を自分事として捉え、実際に都民一人ひとりが生物多様性に配慮・貢献した行動に移すことが何よりも重要です。

行動目標 生物多様性都民行動 100% ～一人ひとりの行動が社会を変える～

都民の保全活動や消費行動に焦点を当て、生物多様性に配慮・貢献する行動を促進することで、すべての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目標とします。その指標として、定期的にアンケート調査を実施し都民行動を把握します。また、都民だけでなく、事業者・民間団体等、都内で活動するあらゆる主体が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進することで生物多様性都民行動 100%の実現を目指します。



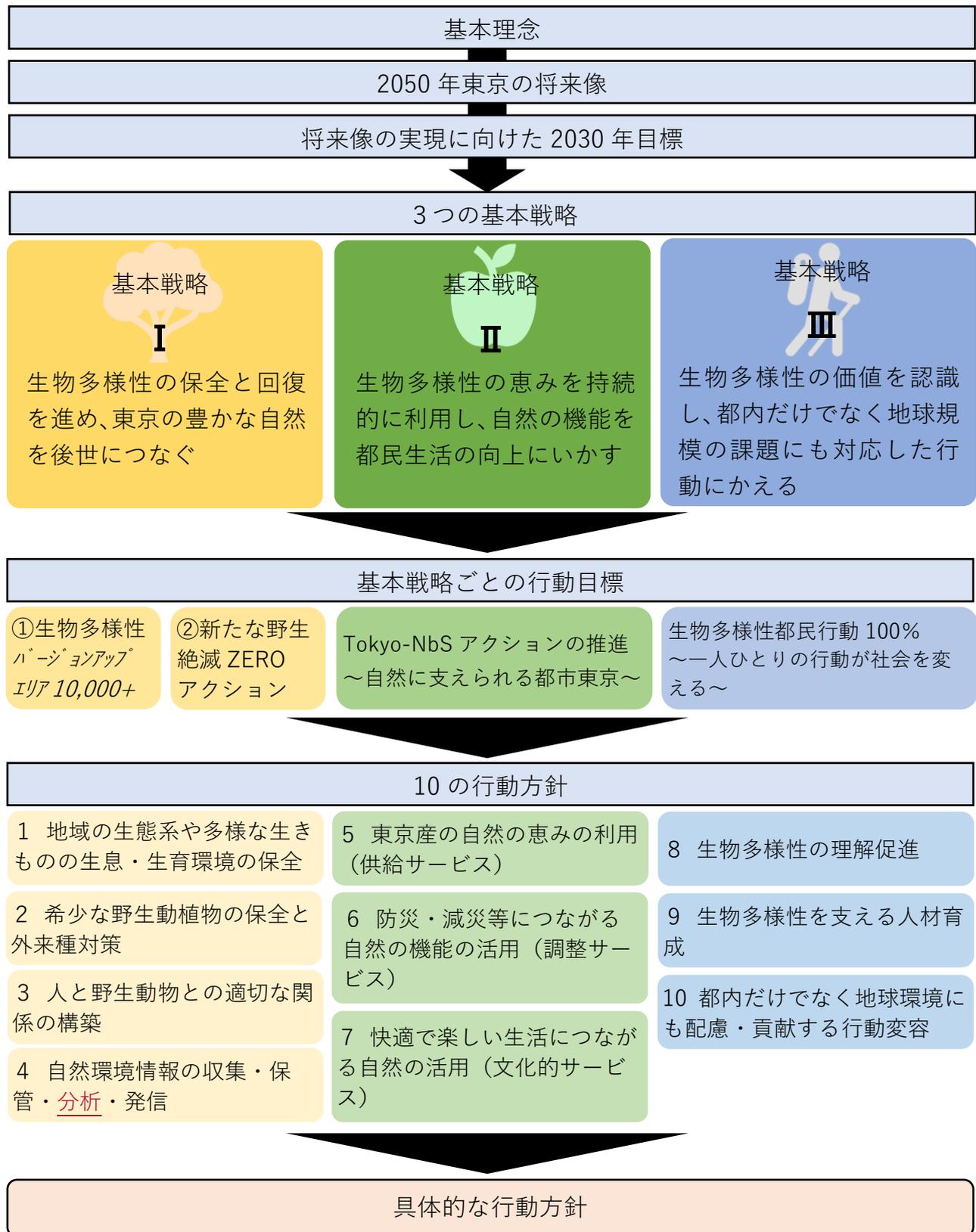
保全活動への参加



生物多様性に配慮した消費行動

4. 東京都生物多様性地域戦略における取組体系

2050年東京の将来像の実現に向けた本戦略における取組体系を次のとおり示します。



5. 基本戦略ごとの各主体による主な取組

生物多様性の取組を推進するためには、行政だけでなく、都民、事業者、NPO・NGO等の民間団体、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働しながら、取組を進めていく必要があります。そのため、基本戦略ごとに将来像を実現するための各主体による主な取組を掲載しています。

各主体は、①行政、②都民、③事業者、④民間団体（NPO・NGO・市民団体等）、⑤教育・研究機関（専門家含む）、の5つの主体で整理しており、都以外の主体については、都が各主体に期待する主な取組として掲載しています。なお、行政の取組において、都だけの取組や区市町村だけの取組については、文末に【都】もしくは【区市町村】と記載しています。

基本戦略 I

生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

行動方針 1 地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全



1-1 生物多様性の保全上重要な地域の保全及び拡大

東京は開発や自然への働きかけの縮小により、生物多様性の保全上重要な地域が減少しています。そのため、自然公園、保全地域、水道水源林、公園・緑地など、守られ維持されてきたエリアを適切に保全・管理するとともに拡大していく必要があります。地域の特徴的な生態系や、多様な生きものの生息・生育環境を保全していくためには、みどりの量の確保だけでなく、生物多様性に配慮したみどりの質の向上を図ることが必要です。



■行政の取組

- 東京都自然保護条例に基づく、東京都保全地域の新規指定・公有化を進めるほか、レンジャーやボランティア等とも連携しながら、自然公園や保全地域、水道水源林などの都内の自然環境を適切に保全します。【都】
- 荒廃した人工林を間伐して針広混交林化を目指す取組や、鳥獣保護区の指定による野生鳥獣の生息場所の確保などにより、都内の生物多様性保全の基盤となる森林環境を確保します。【都】
- 都立公園や海上公園の新規開園を進め、担保性のあるみどりを拡大するほか、既存のみどりにおいても生物多様性の保全を進めていきます。【都】

- 自然公園区域における海域の拡張や海域公園地区の新規指定を国と連携しながら進めるとともに、干潟や藻場、サンゴ礁等の保全・創出、水生生物に配慮した海岸の保全整備などにより、海域における生きものの生息・生育環境を適切に保全します。【都】
- 「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」における保全の取組を促すについて、国の OECM 認定制度への登録を促すとともに、保全の取組を支援し、みどりの確保と適切な保全管理が行われるエリア（生物多様性バージョンアップエリア）の拡大を促進します。
- 公園・緑地の整備、自然地の保全等によって、地域の生物多様性を保全します。【区市町村】

■都民の取組

- 保全地域や公園・緑地、水辺などの生物多様性上重要な地域において、市民協働で行う保全活動に積極的に参加します。
- 自然公園や保全地域を利用する際は、踏みつけによって植生を傷めるおそれがあるため、登山道や散策路を外れないようにします。

■事業者の取組

- 行政やNPO等と連携し、保全地域で社員による保全活動を実施します。
- 建築物等の敷地における緑地や水辺などを「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」として位置付け国の OECM 認定制度に登録し、将来にわたって保全します。

■民間団体の取組

- 行政や事業者と連携し、保全地域や公園・緑地、企業緑地などにおいて、市民ボランティアによる保全活動を企画、実施します。

■教育・研究機関の取組

- 学校や大学、研究機関が所有する敷地の緑地や水辺などを「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」として位置付け国の OECM 認定制度に登録し、将来にわたって保全します。
- 将来を担う次世代に対して、各地域の生物多様性保全の重要性について伝えていきます。
- 保全地域や公園・緑地の保全活動について、専門的立場から助言します。

1-2 エコロジカル・ネットワークの形成

開発行為などにより、生物多様性の拠点となる緑地の孤立や崖線に残された緑地の更なる分断化が進んでいます。生きものの移動を可能とするためには、生息・生育環境のつながりや適切な配置を考慮した上で、保全すべき自然環境を確保し、エコロジカル・ネットワークを形成することが必要です。そのため、雑木林、公園・緑地、崖線、農地、河川、街路樹、用水、運河、企業緑地等の保全・再生・創出を図り、生きものの生息・生育環境の連続性を高める取組が必要です。



■行政の取組

- 公園・緑地、農地、河川、用水、街路樹、運河、崖線の緑などを整備・保全することで、生きものの生息・生育環境のつながりを高めます。
- 都内における「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」におけるについて、国の OECM 認定制度への登録を促すとともに、保全の取組を支援し、分断化しているみどりのネットワーク化を促進します。
- 隣接する自治体とのみどりのつながりを大切にして、生物多様性の連続性を担保していきます。

■都民の取組

- 公園・緑地、農地、河川、用水、崖線の緑などを保全するボランティア活動に参加することで、水辺と緑を結ぶエコロジカル・ネットワークの形成に貢献します。

■事業者の取組

- 開発に際しては緑地や水路の分断を極力避けるとともに、分断する場合は生きものの移動経路を確保します。
- 多様な生きものの生息・生育地、移動経路などが確保されるよう、建築物等の敷地における緑地や水辺の保全・創出を行い、エコロジカル・ネットワークの形成に貢献します。

■民間団体の取組

- 公園・緑地、農地、河川、用水、崖線の緑などを保全するボランティア活動を企画・運営し、水辺と緑を結ぶエコロジカル・ネットワークの形成に貢献します。

■教育・研究機関の取組

- 学校等の敷地における緑地や水辺の保全・創出を行い、エコロジカル・ネットワークの形成に貢献します。

- 都内及び隣接県も含め、どのような地域にエコロジカル・ネットワークの創出・保全が必要か、専門的立場から調査・研究し土地管理者に提言します。

コラム：大手町・丸の内・有楽町地区における生物多様性に配慮したまちづくり¹⁰²

皇居外苑、日比谷公園などに隣接する千代田区の手町・丸の内・有楽町エリアは、世界的にもたぐいまれな緑豊かなビジネス街です。

そんな都心の真ん中のこのエリアでは、官民一体で生物多様性にも配慮した質の高い緑のネットワークの形成が進められています。

具体的には、主要な軸となる通り沿いの街路樹や公開空地の緑化などにより、みどりの核となる皇居や日比谷公園と連続させるなど、地区外との広域なエコロジカル・ネットワークの形成を目指しています。緑化に際しても、生物多様性の保全に配慮し、草花、低木、高木からなる重層的な植生構造が形成されるよう努めるなどの取組が進められています。



丸の内仲通りの並木道



皇居大手門の目の前にあるホトリア広場

¹⁰² 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会、(2021年3月) 大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくりガイドライン 2020

1-3 市街地における身近なみどりの保全・創出

宅地化や相続などの影響により、屋敷林、雑木林、農地などの減少が進み、東京の市街地では緑地が断片化・縮小化しています。生物多様性の拠点となるエリアだけでなく、市街地においても、公園・緑地、社寺林、屋敷林、農地、企業緑地のほか、自宅の庭などの身近なみどりの保全・創出を進めることで、市街地全体が生きものの生息・生育環境となるよう生物多様性の質の向上を図ることが必要です。



自宅の庭でみどりを創出

■行政の取組

- 「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」における保全の取組を支援し、市街地における身近なみどりの保全・創出に貢献します。
- 多様な主体の取組により、屋敷林、雑木林、農地など市街地におけるみどりの保全を進めます。
- 都市公園や街路樹、公共施設・住宅市街地などにおける地域に応じた在来種による緑化の推進や水辺空間の創出など、限られた空間を活かして、生物多様性を高める工夫を進めます。
- 合流式下水道の改善や高度処理施設等の整備を進めるとともに、河川、運河等において、堆積した汚泥のしゅんせつ等の対策を実施することで東京湾や河川における水質改善を図り、水生生物の生息空間としての水辺環境を保全・改善します。【都】

■都民の取組

- 自宅の庭やベランダに地域に応じた在来種を植栽するなど、ガーデニングを楽しみながら、鳥や昆虫などの生息場所を創出します。
- 住宅取得時に地域の生態系に配慮した緑地を創出します。
- 公園・緑地や河川、民間緑地等のみどりを保全する市民協働による活動に参加します。

■事業者の取組

- 事業所や工場の敷地において、地域に応じた在来種を植栽するなど生態系に配慮した緑化を進めます。
- 建築物等の敷地における緑地や水辺などを「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」に位置付け、将来にわたって保全します。

■民間団体の取組

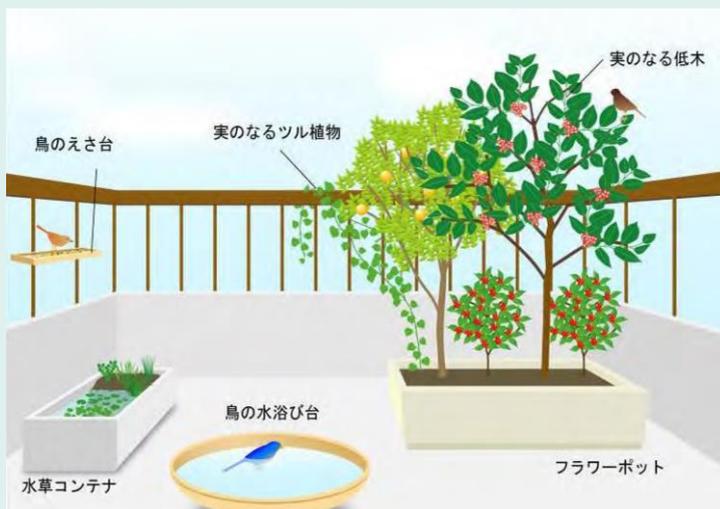
- 事業者と連携し、生態系に配慮した企業緑地において生物多様性の向上を図ります。
- 公園・緑地など身近なみどりにおいて、行政や市民等との協働による保全活動を企画・実施します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、身近なみどりが生物多様性にとって重要であること伝えます。
- 身近なみどりの保全に関して、専門的立場から助言します。
- 身近なみどりにおける環境面、健康面、防災面などの人への効用について、調査・研究を行います。

コラム：自宅の庭やベランダに生きものを呼ぶ

東京都心はビルや住宅が立ち並び、郊外と比較すると大規模な緑地は多くありません。しかしながら、ビルの屋上、マンションのベランダ、住宅の庭などで、生きものが立ち寄れる空間を創出することができれば、生きものの休憩場所や繁殖地となる場所を数多く作ることができます。自宅の庭やベランダなどは、一つひとつのみどりは小さいですが、点在するみどりの密度が高まることで、都市空間全体で生物多様性の向上が図られると考えます。



生きものを呼ぶベランダの例

【配慮事項】

- 野鳥や昆虫がやってくるための食餌木や食草を植える
- 小規模でも水辺を設置して、水飲みや産卵場になるような場所を確保する
- 特定外来生物をはじめ、地域の生態系に影響を及ぼすおそれのある植物は使用しないようにする

1-4 開発時における生物多様性への配慮及び新たな緑の創出

東京は大規模な開発が各地で進んだことにより、樹林や農地などが減少していきました。近年では、公園・緑地や街路樹、企業緑地など創出されるみどりもありますが、長期的にみると、東京のみどりは減少傾向で推移しています。そのため、開発に伴う生物多様性への影響を適切に回避・低減するほか、開発時に生物多様性生態系に配慮した緑地や水辺を積極的に創出し、地域の生きもの調査や保全活動により、継続的に生物多様性の質の向上を図ることが必要です。



■行政の取組

- 東京都自然保護条例や東京都環境影響評価条例等の法令に基づき、開発事業を適切に審査し、生物多様性への影響の回避・低減するとともに、緑の創出を行います。また、都の要綱に基づき、地域に応じた在来種の植栽など生態系に配慮した緑化を促進します。【都】
- 行政が実施する公共工事や施設改修等においては、法令の対象とならないものについても、生物多様性生態系への影響の回避・低減に努めるとともに、するほか積極的に生態系に配慮した緑地や水辺の創出に努めます。
- 都市開発諸制度を活用し、開発区域のほか、開発区域外における生きものの生息・生育空間の保全に資する取組を誘導します。

■都民の取組

- 事業者が創出した緑地において、生きもののモニタリング調査や生物多様性保全のための保全活動に協力します。
- 開発において、生物多様性に配慮された内容になっているか、都民の立場から注目します。

■事業者の取組

- 開発や土地利用の改変を行う場合は、生きものの生息・生育状況や景観、保護価値の重要性などを把握し、開発・土地改変の回避、開発・改変面積の低減、代償措置の優先順位で保全策を検討します。
- 開発を行う場合には、地域の生態系への影響を回避・低減するだけでなく、地域に応じた在来種を植栽するなど、生態系に配慮した緑地や水辺を積極的に創出します。
- ABINC、JHEP、SEGESなどの民間認証や都が進める江戸のみどり登録地を目指すなど、生物多様性生態系に配慮した緑の創出を図ります。

■民間団体の取組

- 事業者が創出した緑地において、生きもののモニタリング調査や生物多様性保全のための活動に協力します。

■教育・研究機関の取組

- 開発時における効果的な生物多様性保全策について、専門的な立場から助言します。

コラム：竹芝干潟～再開発で創出された干潟での取組～

都心の再開発事業で新たな緑地を創出する取組は多く見られるようになりましたが、湾岸地域では干潟の再生も行われています。

竹芝地区における再開発では、浜離宮に隣接する水辺に、干潟の再生を行い、かつて東京湾に多く生息した貝類、甲殻類などの多様な生きものが生息できる連続的な環境の保全・再生を目指しています。令和2（2020）年より、再生された竹芝干潟をフィールドとして、教育・研究機関などと連携しながら、かつての豊かな江戸前の海であった東京湾の再生を目指し、環境学習の活動なども実施されています。



浜離宮庭園に隣接する竹芝干潟

コラム：都市の緑や生物多様性への配慮を扱う環境認証制度

わが国で、エコマークに始まった環境認証制度は、企業活動等における環境配慮の一つとして、企業が自主的に環境配慮への取組を行い、その活動を第三者機関等が認証することにより、対外的に環境にやさしい企業や製品をPRする仕組みです。

近年は、都市の緑や生物多様性への配慮を扱う様々な環境認証があります。生物多様性・緑化に関係する主な環境認証としては、SEGES、JHEP、ABINC等が挙げられ、企業等によって創出された緑地などについて、生物多様性を含む多面的な価値や取組の内容、社会・環境に貢献度などを客観的に認証する制度です。また、これら環境認証の環境評価には自主的な環境アセスメントの側面もあります。

■SEGES（社会・環境貢献緑地評価システム）

社会・環境に対して貢献度の高い優れた緑を評価認定する制度であり、1990年代以降の社会環境の変化に伴い、企業等の自主的な緑の保全・創出活動を支援するため開発されました。（公財）都市緑化機構が認定しています。

■JHEP（ハビタット評価認証）

生物多様性の保全や回復に資する取組を定量的に評価・認証する制度であり、持続可能な社会の構築に寄与することを目的に開発されました。（公財）日本生態系協会が認証しています。

■ABINC（いきもの共生事業所認証）

生物多様性生態系に配慮した緑地づくりに取り組む工場、商業施設等を評価・認証する制度であり、COP10で採択された愛知目標及び生物多様性戦略計画の目標実現に向け、自然と人との共生を企業活動にて推進することを目的に開発されました。（一社）いきもの共生事業推進協議会が認証しています。



SEGES 及び ABINC 認証を受けている大手町タワー大手町の森（千代田区）

行動方針2 希少な野生動植物の保全と外来種対策



2-1 希少な野生動植物の保全

種の多様性は、生物多様性の保全状況を示す最も基本的な指標です。東京では、本土部において 1,845 種、島しょ部において 1,242 種もの生きものがレッドリスト種に選定され、その内、本土部で 207 種、島しょ部で 57 種が既に絶滅しています。これ以上都内の希少な生きものを絶滅させないために、都内の野生動植物の情報収集、生息・生育環境の保全などの取組を一層進めていくことが必要です。



■行政の取組

- 都内の野生動植物の最新情報を収集・把握するとともに、必要に応じて基礎調査を実施し、レッドリスト等を定期的に更新します。【都】
- 希少な野生動植物が生息・生育する生物多様性上重要な自然地を保護地域として指定するほか、生物多様性の保全・回復に向けた取組を進めます。【都】
- 希少な野生動植物種が絶滅のおそれがある場合には、域外保全による保護増殖なども実施します。【都】
- 区市町村に対して、希少種保全等をはじめとした生物多様性保全に係る技術的、財政的支援を行います。【都】
- 各地における市民協働による希少種の保全活動が効果的に推進できるよう、活動に携わる主体間の連携を促進するとともに、活動主体に対して技術支援や人材育成を行います。
- 地域ごとに自然環境調査などを定期的に行い、希少な動植物の保全策を講じるとともに、生息・生育地保全のための順応的な管理を推進します。【区市町村】

■都民の取組

- 希少種をはじめ都内で生きものを観察した場合には、行政などのデータベースに登録します。
- 自然地で希少種を見つけても、持ち帰らないようにします。また、SNS で位置情報の拡散はしないようにします。
- 地域で行われている希少種保全の活動があれば積極的に参加します。

■事業者の取組

- NPO 等と連携し、希少種の生息・生育環境となる都内の自然地における生物多様性の保全に取り組みます。

- 事業所や工場の敷地における希少種の生息・生育環境を保全します。
- 新たな事業計画地では、希少種の生育・生息地の破壊や生物多様性の損失を招かないか調査し、保全策を講じます。

■民間団体の取組

- NPO 等の中間支援組織は、地元市民団体、事業者、行政など様々な主体間の連携を支援し、協働による生きもの調査や保全活動を実施します。
- NPO や地元市民団体は、専門家の指導の下、希少種保全に向けた生息・生育環境の保全活動を実施します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、希少種保全の重要性について伝えます。
- 効果的な希少種保全に関して、希少種を含む東京の生きものの生育・生息状況を調査・研究し、専門的立場から生物多様性保全策を提言します。助言を行います。
- 東京の生きもの情報に関する標本などの収集管理を行います。

コラム：小笠原固有の鳥たちの絶滅を回避するための動物園の取組

都立動物園（多摩動物公園、上野動物園、井の頭自然文化園）では、小笠原固有の天然記念物、環境省及び東京都レッドリストの絶滅危惧ⅠA類（CR）であるアカガシラカラスバトの保護増殖事業に取り組んでいます。平成18（2006）年時点では、小笠原諸島全体での野生個体数は40羽以下と推定されていました。平成13（2001）年に父島で3羽を捕獲し、飼育を始めて以降、令和元（2019）年には、飼育数は30羽になりました。

また、環境省及び東京都レッドリストの絶滅危惧ⅠA類（CR）のオガサワラカワラヒワも小笠原諸島のみにも生息する鳥で、以前はカワラヒワの亜種とされていましたが、最新の研究からカワラヒワとは100万年以上前に別集団に分かれた独立種である可能性も指摘されています。オガサワラカワラヒワは、かつては小笠原諸島全域に生息していましたが、今は母島列島の一部と火山列島の南硫黄島でしか繁殖しておらず、繁殖個体数が約200羽まで減少していると推定され、絶滅の危機に瀕しています。本種については、域外保全として小笠原諸島内の飼養施設で飼育下繁殖を実施しています。上野動物園では直接保護増殖は実施していませんが、近縁亜種のカワラヒワを用いた飼育繁殖技術の確立、餌の選好性などについての調査研究、一般への普及啓発、飼育用品貸出などの現地飼育のサポートなどを行っています。



©（公財）東京動物園協会



©（公財）東京動物園協会

多摩動物園で繁殖中のアカガシラカラスバト

上野動物園で飼育している近縁種カワラヒワ

コラム：伊豆諸島におけるオオミズナギドリの減少

一言で希少な動植物への影響と言っても様々な要因が複雑に絡みあっています。

オオミズナギドリは、東京都レッドリスト（島しょ部）で準絶滅危惧（NT）に指定されている希少種です。伊豆諸島の御蔵島や利島などで繁殖し、特に御蔵島は、本種の世界最大の繁殖地として知られています。1970年代には175～350万羽が繁殖していると推定されていましたが、近年では10万羽程度と急激に減少しています¹⁰³。減少の原因としては、外来種であるノネコ（野生化したイエネコ）、ネズミ類による捕食の影響が大きいとされています。しかし、それだけではなく有害物質や油流出事故による海洋汚染も影響の一つです。その他にも、夜間照明など人工の光に誘引され墜落して死亡したり、墜落後の交通事故やノネコによる食害等の二次被害の影響も指摘されています。また、落石防止フェンスがトラップとなり、本種が閉じ込められ死亡する事故も報告されています。

減少するオオミズナギドリを守るために、御蔵島村では、増え続けるノネコの対策の一つとして、民間の獣医師や団体と協力しノネコを島外の里親に渡す「猫里親事業」を行っています。

ノネコの問題だけでなく、オオミズナギドリの減少には様々な原因があり、行政、事業者、民間団体、都民、研究・教育機関等の多様な主体が連携・協力しながら保全の取組を進めていく必要があります。



オオミズナギドリ



提供：岡奈理子 山階鳥類研究所フェロー

里親に貰われるのを待つネコ

¹⁰³ 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所ウェブサイト

2-2 生態系や人への被害を及ぼす外来種対策の推進

東京では、アライグマ、アメリカザリガニ、ヒアリ、キョン、グリーンアノール等の侵略的な外来種の影響により、希少種を含む在来種の捕食、在来種との競合・交雑、農作物への食害、人への危害などの問題が発生しています。特に島しょ部においては、生態系が脆弱なため、国内外来種を含めた対策が重要です。外来種をこれ以上拡げないために、各主体が連携しながら、防除やモニタリングなどの外来種対策を進めることが必要です。



■行政の取組

- 外来種による被害の把握や生息状況のモニタリング調査等を実施することで、最新動向を把握し、効果的な外来種対策に反映します。
- 生態系や人の生命・身体に影響を及ぼす侵略的外来種については、捕獲などの対策により被害を低減するほか、各種事業で植栽を行う際は、生態系に被害を及ぼす外来植物を用いないよう配慮します。
- 地域における市民協働による外来種対策が促進されるよう、外来種対策の重要性を啓発し、市民の理解と協力を促すとともに、NPO や専門家等と協働し、対策に携わる人材育成や効果的な防除技術の普及啓発を推進します。
- ペットを遺棄しないよう、飼い主に対して動物の適切な飼養について普及啓発を実施します。
- 外来種の侵入に対して脆弱な、固有の生態系を有している島しょ部や、池沼等の閉鎖水域では、水際対策など侵入の早期発見に努め、被害の防止を推進します。
- 区市町村に対して、外来種対策等をはじめとした生物多様性保全に係る技術的、財政的支援を行います。【都】

■都民の取組

- ペットは責任を持って終生にわたり飼養し、それが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努め、ペットの遺棄は行いません。
- 遺伝的攪乱のおそれがあるため、国外外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生きものを放流・放逐しないようにするとともに、ガーデニングなどで植栽を行う際は、生態系に被害を及ぼす外来植物を用いないようにします。
- 釣りなどで捕まえた外来種をリリース（再放流）しないようにします。
- 行政やNPO などが主催する外来種防除イベントに積極的に参加します。

■事業者の取組

- 特定外来生物が、事業活動を通じて拡大しないよう、拡大防止のための調査・監視を徹底するとともに、事業所や工場の敷地における外来種対策に率先して取り組みます。

- 遺伝的攪乱のおそれがあるため、国外外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生きものを放流・放逐しないようにします。
- 国内での外来種の拡散及び原産地での乱獲・密猟の防止の観点から、外国産のペットや希少な動植物は、安易に売らず、捨てず、終生飼養をするように呼びかけます。

■民間団体の取組

- 外来種による被害の把握や生息状況モニタリング調査を実施し、東京の生きもの情報に関する基礎情報を収集することで、外来種対策に貢献します。
- 行政や専門家との協働の下、多くの都民に外来種防除活動に参画してもらえるようなイベントを開催します。
- 地域で活動するNPO等は、近接する活動主体との情報連携を深め、協働による効果的な外来種対策等を推進します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、外来種対策の重要性、生物多様性の観点から生きものを放流・放逐することによる生態系への影響について伝えます。
- 生態系や人への被害を及ぼす外来種対策に対して、専門的立場から助言します。
- 生きものの野外への放流などによる在来種の遺伝的かく乱の現状について、調査・研究を行います。

コラム：都内に広がった外来種アライグマとハクビシンの引き起こす問題

東京都では、特定外来生物に定められているアライグマ及び総合対策外来種に選定されているハクビシンにより、生態系被害、生活環境被害及び農業被害が多数発生しています。

生態系被害については、特にアライグマによる両生類の被害が著しいとされ、多摩地域の丘陵部では、絶滅危惧種のトウキョウサンショウウオを含む両生類の捕食が報告されています。また、家屋侵入による建物の破損、糞尿による汚損などの生活環境被害、果樹や野菜を中心とした農作物の被害も多数受けています。

さらに、狂犬病やエキノコックスなどをはじめ複数の人獣共通感染症を媒介する可能性が知られています。加えて、両種からはペットに重篤な感染症を引き起こす病原体も検出されており、アライグマ・ハクビシンとペットが直接または間接的に接触するリスクが高くなる市街地などでは、このような感染症への警戒も必要となっています。

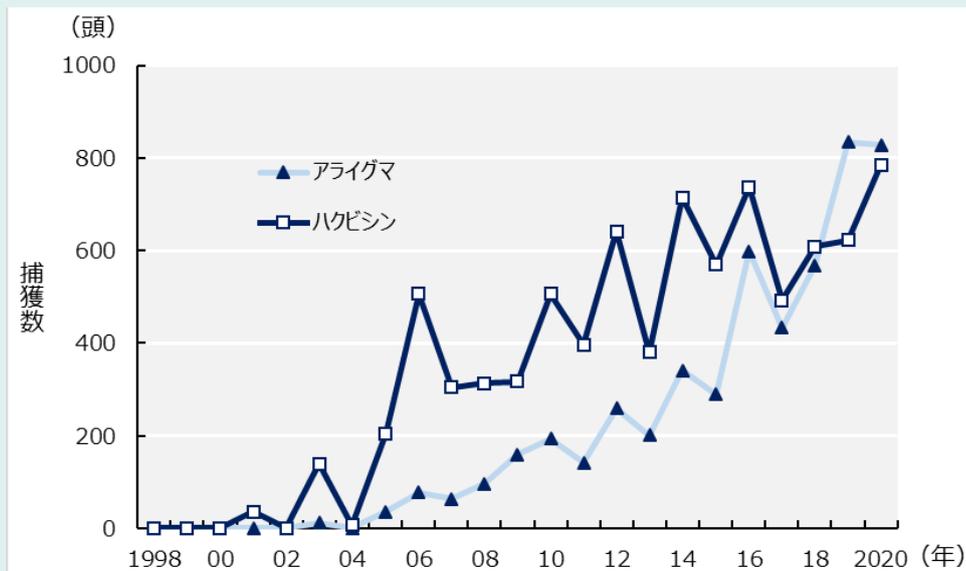
両種は本土部に広く分布していると考えられることから、都内全域において、都、区市町村、NPOなどが連携し、一体となって対策に取り組んでいく必要があります。



アライグマ
原産地は北アメリカ。ペット用に輸入された飼育個体が逃げだしたり捨てられたりしたものが国内で繁殖した。



ハクビシン
原産地は東南アジア、中国南東部、台湾など。古くは江戸時代にボルネオ島から持ち込まれた記録があり、戦時中にも毛皮用に輸入されていた。



東京都のアライグマ・ハクビシン捕獲数の推移

行動方針3 人と野生動物との適切な関係の構築



3-1 野生動物の保護管理及び人と野生動物との共存

近年、ニホンジカ、イノシシ等の野生動物による農林水産物の被害や生態系への影響が問題になっており、このような人と野生動物との軋轢は、里地里山の荒廃や狩猟者の減少、地球温暖化の影響等と関わりあっています。また、開発により人と野生動物との距離が近くなることで、人獣共通感染症の流行が今後も拡大傾向にあるといわれています。人と野生動物が共存していくためには、野生動物を適切に保護・管理していくことが必要です。



■行政の取組

- 農林水産物や生活環境への被害対策として野生動物の捕獲を行うとともに、生態系等への影響が著しい野生動物には、個体数管理として捕獲、又は人との棲み分けを図る保護を実施します。
- 野生動物に関する最新の動向の把握やモニタリング調査等を実施し、対策に反映します。
- 都民に被害をもたらす鳥獣等を除き、ケガや病気で弱った鳥獣について、野生復帰を図ることを目的として、傷病鳥獣の救護を実施します。【都】
- 人獣共通感染症に係るサーベイランスを実施し、感染症の発生状況の把握に努めます。【都】

■都民の取組

- ワンヘルスの観点から、野生動物と適切な関係性を維持することの必要性について、理解を深めます。
- 野生の生きものに餌やりをしないことで、人と野生動物との間に適切な距離を保ちます。また、庭木の果物や生ごみなどの誘引物を放置しないようにします。
- 感染症防止のため、不審な野生動物の死体を見つけた際には、むやみに触らず管理者に連絡します。

■事業者の取組

- 野生動物の餌となるような果物や野菜、生ごみなどの誘引物を屋外に放置しないようにします。
- 事業所の敷地や建物等の管理を適切に行うことで不用意に野生動物の営巣場所をつくらないようにします。

■民間団体の取組

- 行政と連携し、野生動物のモニタリング調査などに協力します。
- 自然体験活動の場などにおいて、参加者に人と野生動物との適切な距離のとり方などを伝えます。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、野生動物との共存について伝えます。
- 野生動物の分布状況を調査し、野生動物に関する保護及び管理、被害対策、共存策などについて研究を行い、専門的立場から提言します。
- ~~野生動物に関する保護及び管理、被害対策、共存策などについて、専門的立場から助言を行います。~~
- ~~野生動物の分布状況などについて、調査・研究を行います。~~

行動方針4 自然環境情報の収集・保管・分析・発信



4-1 都内の野生動植物や生態系に関する情報の収集・保管・分析・発信

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた行動が進まない背景の一つに、東京の野生動植物や生態系に関する自然環境情報が十分に把握されておらず、科学的知見に基づく現状評価が不足していることや効果的な保全活動ができていないことが挙げられます。行政、民間団体、教育・研究機関など各主体が連携し、保有する情報を活用することで、東京の自然の状況を把握し、適切な保全や普及啓発につなげていくことが必要です。



■行政の取組

- 各主体と連携し、都内の生きものや自然環境の基礎調査を実施するなど、自然環境情報の収集・保管・分析・発信を強化し、保全策等の推進に努めます。
- 自然環境の基礎調査結果をもとに、指標となる種などを中心に定期的なモニタリング調査を継続的に実施し、地域ごとの自然環境の変化を長期的に把握するとともに、広く情報の共有を行います。
- 都内の自然環境情報の一元化に努めるとともに、それら自然環境情報を基にデジタルを活用したコンテンツにより東京の自然の魅力を発信する機能を持つ拠点の整備を検討し、実現を目指します。【都】

■都民の取組

- 身近な生きものや自然環境に関心を持ち、身の周りにどんな生きものがあるか観察します。
- 身近な植物、昆虫、野鳥などを観察して得られた情報を、行政などのデータベースに登録します。
- 都、区市町村、その他の団体などが実施する生きもの調査に参加します。

■事業者の取組

- 事業所や工場の敷地における生きものや自然環境に注目し、定期的な調査や観察会を行う等の取組を実施します。
- 調査等により得られた野生動植物の生息・生育情報を行政等に情報提供します。

■民間団体の取組

- NPO 等の中間支援組織は、地元市民団体、事業者、行政など様々な主体間の連携を支援し、協働による生きもの調査を実施します。
- 生きもの調査を実施し、調査により得られた野生動植物の生息・生育情報を行政等に情報提供します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性の基礎調査の重要性について伝えます。
- 自然環境分野における調査手法について、専門的立場から助言を行います。
- 東京の自然環境情報に関する標本などの収集管理を行うほか、調査・研究等により得られた野生動植物の生息・生育情報を行政等に情報提供します。

基本戦略Ⅱ

生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上に活かす

行動方針5 東京産の自然の恵みの利用（供給サービス）



5-1 持続可能な森づくりと木材の地産地消の推進

東京の森林は、一部では管理不足などにより森の中が暗くなって下層植生が失われており、生きものの生息・生育環境の悪化や保水能力の低下など森林の多面的機能の低下が懸念されています。また、多摩地域の人工林の多くは、利用されないまま蓄積量が増加し続けています。林業の活性化や森林の適切な管理、多摩産材をはじめとした国産木材の需要拡大などにより、多面的機能を発揮する持続可能な森林循環を促進していくことが必要です。



多摩地域の森林

■行政の取組

- 森林整備の担い手となる林業従事者の確保・育成や多摩産材の利用拡大等を図ることなどにより、水源かん養など公益的機能を発揮する持続可能な森林循環を確立します。【都】
- 公共施設や公共工事において率先的に多摩産材を利用するとともに、住宅整備などの機会を捉えて多摩産材をはじめとした国産木材の活用を促進します。【都】
- 多摩川上流域において、その全域を見据えた森林の育成・管理により、安定した河川流量の確保や小河内貯水池の保全、生物多様性の保全などに貢献し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぎます。【都】
- 森林環境譲与税を活用するなどにより、自然が豊かな地域で森林整備に寄与する活動等を実施するほか、区市町村の保有する施設において、多摩産材を率先して利用します。【区市町村】

■都民の取組

- 家づくりの際には多摩産材の活用を検討します。
- ボランティアとして、東京の森づくりや水源林の保全をサポートします。

■事業者の取組

- 建築や備品購入の機会を通じて、多摩産材をはじめとする国産材の利用を拡大します。

- 都内の森林などで発生した薪やチップを地域の温浴施設などの熱源として利用します。
- 体験型のエコツアーやジビエを利用したレストランなど、野生動物を地域の魅力を高める観光資源として活用します。
- 企業の森に参加することで、東京の森づくりや水源林の保全に貢献します。

■民間団体の取組

- 行政や山林所有者と連携しながら、植栽や下刈り、間伐、歩道づくりなど森林整備を行います。
- 行政や山林所有者と連携しながら、丘陵地などの雑木林の森林整備を進め、発生した木材を都民に有効利用を働きかけます。~~販売します。~~

■教育・研究機関の取組

- 学校などの教育現場において、多摩産材をはじめとする国産木材を積極的に利用します。
- 森林資源を循環活用し、地域経済と生物多様性保全の両立を図るための方策を調査・研究し、専門的立場から提言します。

コラム：港区とあきる野市の交流事業『みなと区民の森づくり』

平成19（2007）年度より、地球温暖化対策の一環として港区とあきる野市の交流事業『みなと区民の森づくり』がスタートしました。港区があきる野市から約22ヘクタールの市有林を借り受け、長く手つかずだった森を整備し、二酸化炭素（CO₂）の吸収林としてよみがえらせています。

また、みなと区民の森は、区民の自然観察・環境学習の拠点としても利用されていて、区民を対象に区民の森での間伐・植樹体験等の環境学習が実施されています。整備の段階で発生した間伐材は、幼稚園や小中学校、エコプラザなどの区有施設の内装材や家具のほか、保育園の遊具や公園の維持管理材料など、区の様々な事業で活用しています。



間伐後のみなと区民の森



間伐材を使用したエコプラザの内装

5-2 農地の保全と生物多様性に配慮した農業の推進

東京の水田・畑地などの農地は年々減少が進み、生きものの生息・生育環境としての役割だけでなく雨水浸透などの多面的機能が失われつつあります。また、農薬や化学肥料などの過度な使用は生物多様性を脅かす要因と考えられています。そのため、農業の担い手の確保・育成や都内地元農産物の価値を高めるなどにより、地域の農地を保全するとともに、化学合成農薬の使用回数や化学肥料の使用量削減など、生物多様性に配慮した持続的な農業を進めていくことが必要です。



■行政の取組

- 生産緑地の保全や市民農園など多様な目的に応じた農園の整備などにより、市街地に残された農地や農的空間の保全・活用を図るとともに、新規就農者など新たな担い手の確保・育成を促進します。
- 都内地元農産物の価値を高め、地産地消を促進します。
- 化学的に合成された農薬や肥料の使用量を減らす環境保全型農業に取り組む生産者を支援し、生物多様性に配慮した農産物の生産を促進します。【都】
- 民間団体等と連携し、放棄された谷戸田を復活耕作することで、水田を生きものの生息・生育環境として保全します。
- 生産緑地の保全や市民農園の整備などにより、市街地に残された農地や農的空間を保全・活用します。【区市町村】
- 地元農産物の価値を高め、地産地消を促進します。【区市町村】

■都民の取組

- 自宅の庭や市民農園・農業体験農園で自ら無農薬の野菜を作って家庭で楽しみます。
- 地元の旬な野菜や果物を購入するなど地産地消することで、地域の農地の保全、都内食料自給率、食料の輸送に伴うCO₂削減、地域コミュニティの活性化等に貢献します。
- 東京都の認証マークの付いた「東京都エコ農産物」や有機農産物、特別栽培農産物¹⁰⁴等を積極的に購入します。

■事業者の取組

- 化学合成農薬と化学肥料を削減し、生物多様性に配慮した農産物を生産します。

¹⁰⁴ その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培された農産物

- 東京都エコ農産物認証を受けた農産物や有機農産物、特別栽培農産物等を積極的に取り扱います。

■民間団体の取組

- コミュニティ農園の運営などにより、畑地や水田、農業用水の保全に貢献します。
- 行政と連携し、放棄された谷戸田を復活耕作することで、水田を生きものの生息・生育環境として保全します。

■教育・研究機関の取組

- 学校給食や大学食堂等で東京産食材を提供し、地産地消や東京産食材の普及啓発に貢献します。
- 農産物の供給だけでなく、生物多様性の保全や雨水貯留・雨水浸透など、都市農業が発揮する多面的機能について、調査・研究し、提言します。

5-3 持続可能な都内水産資源の管理

東京の漁業生産量は、カツオなどの回遊魚の減少、海水温の上昇に伴う海藻類の消失などにより、長期的に減少傾向にあります。また、カワウやオオクチバスなどの外来魚による江戸前アユの食害なども問題になっています。将来にわたって持続的に都内の水産資源を活用できるよう、水産資源の適正管理、カワウなどの食害対策、水産エコラベルの普及などを進めていくことが必要です。



■行政の取組

- キンメダイなど主要魚種の資源管理を推進するため、調査・評価の充実を図るとともに、資源管理に取り組む漁業者の取組をバックアップしていきます。【都】
- 在来魚を食べるカワウの防除や外来種の駆除、漁場環境を保全するための河川や海岸での清掃活動などの取組を支援します。【都】
- 企業や消費者が資源や環境に配慮した水産物の選択的消費ができるよう、MSC や MEL¹⁰⁵などの水産エコラベルの普及を推進します。

¹⁰⁵ 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示する仕組み。日本のマリン・エコラベル・ジャパン協議会が運営する「MEL 認証」や英国に本部を置く MSC (Marine Stewardship Council)が運営する「MSC 認証」などがある。

■都民の取組

- 江戸前アユを食べる特定外来生物のオオクチバスをはじめ、などの外来魚を川に放流しないようにします。また、釣り上げた外来魚はリリースしないようにします。
- 釣りをを行う際は、小さな魚はリリースする、魚の取り過ぎに気を付ける、ビニール、空き缶、残餌などのごみを持ち帰るなど、生物多様性に配慮した釣りを楽しみます。
- MSC や MEL などの水産エコラベルがついた商品やサービスを選択します。

■事業者の取組

- 漁獲や資源の動向に注意を払いつつ、水産資源を適切に保全・管理します。
- MSC や MEL などの水産エコラベルがついた商品やサービスを選択・供給します。
- 生態系や漁場環境を保全するため、河川や海岸での清掃活動を実施します。
- 東京産水産物を積極的に販売・使用し、地産地消に協力します。

■民間団体の取組

- 在来魚を食べる外来魚又は遺伝的な交雑を進める可能性のある外来魚の放流を控えるよう呼びかけます。
- 海辺の自然観察や河川敷のごみ拾いイベント等を通じて、河川や海へのプラスチックごみの流出を防ぎ、生きものの生息環境を保全します。

■教育・研究機関の取組

- 学校給食や大学食堂等で MSC や MEL などの水産エコラベルのついた食材を提供し、食育を実践します。
- 水域の資源管理や環境保全について、専門的立場から助言します。

行動方針6 防災・減災等につながる自然の機能の活用（調整サービス）



6-1 防災・減災等に寄与するグリーンインフラの推進

森林の管理不足、里地里山の荒廃、樹林や農地の減少などに伴う保水・浸透機能の低下により、土砂災害や洪水のリスクが高まるなど自然による多面的機能が減少しています。また、都市化により地面がアスファルトやコンクリートになり、ヒートアイランド現象の原因ともなっています。雨水浸透機能や植物の蒸散作用など、自然環境が有する機能を、防災・減災などの様々な社会課題の解決に活用するグリーンインフラを進める必要があります。



■行政の取組

- 多摩の森林や水源林等における間伐・枝打ちや里地里山における谷戸環境の保全などを進めることで、土砂流出の防止、水源かん養による洪水リスクの軽減、生物多様性の向上に貢献します。
- 公園・緑地や農地など多面的機能を有する自然環境を適切に保全・管理するとともに、レインガーデンの整備や建築物等の敷地において雨水浸透の取組を進めることで、都内の雨水浸透・雨水貯留機能の向上やヒートアイランド現象の緩和・暑さ対策を図ります。
- 下水道や河川に流出する雨水を抑制するための助成等により、流域全体における雨水浸透や雨水貯留の取組を促進します。

■都民の取組

- 自宅の庭を植栽することに加え、雨水浸透ますを設置することで、地域の雨水浸透域の拡大に貢献します。
- 公園・緑地や河川、民間緑地等を保全するボランティア活動に参加します。

■事業者の取組

- 事業所や工場の敷地における緑地や水辺など、多面的機能を有する自然環境を適切に保全・管理し、雨水浸透・雨水貯留を促進します。
- 開発を行う場合には、生態系への影響を回避・低減するだけでなく、緑地や水辺を積極的に創出します。
- 事業所や工場の建物に、屋上緑化や壁面緑化を積極的に導入し、ヒートアイランド現象の緩和に貢献します。

■民間団体の取組

- 関係者と連携しながら、谷戸環境の保全を進めることで、里山が持つ保水・貯水機能による洪水リスクの低下と生物多様性の向上に貢献します。
- 事業者と連携し、生態系に配慮した企業緑地において生物多様性の向上を図ります。
- 公園・緑地などの身近なみどりにおいて、ボランティアによる保全活動を企画・実施するほか、イベントなどを通じて自然の持つ多面的機能の重要性について伝えます。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、グリーンインフラの取組などを通じて、自然の持つ多面的機能の重要性について伝えます。
- 自然環境が有する多面的機能やグリーンインフラの手法について、専門的立場から助言します。

コラム：自然を活用した解決策（NbS）

自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方は、「自然を活用した解決策（Nature-based Solutions, NbS）」と呼ばれています。IUCN（国際自然保護連合）では、NbSを「社会課題に順応的・高く効果的に対処し、人間の幸福と生物多様性に恩恵をもたらす、自然あるいは改変された生態系の保護、管理、再生のための行動」と定義しています。

NbSには、グリーンインフラやEco-DRR、生態系を活用した適応策（EbA: Ecosystem-based Adaptation）などが含まれ、あくまでそれらを統合する「傘」としての役割を果たす概念と言えます。なお、NbSは、気候変動や自然災害を含む社会的課題に対応し、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献するものであるため、自然の有する機能を利用していても生物多様性の損失を招く取組はNbSには当てはまりません。



NbS の定義の概念図（IUCN2020）



IUCN のグローバルスタンダードにおける NbS の 8 つの基準（IUCN2020）

また、NbS に類似する概念として、風力や太陽光発電などの「自然に由来する解決策」やバイオミクリーなど自然に着想を得た革新的なデザイン、素材、構造物等の「自然から着想を得た解決策」がありますが、これらは IUCN の NbS の定義には該当しません。

コラム：東京で進むグリーンインフラの取組

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続的で魅力ある都市・地域づくりを進める取組です。東京においても様々なグリーンインフラの取組が進んでおり、その一部を紹介します。

調布市の深大寺ガーデンでは、都市農地の担い手不足による農地売却と転用が課題になっている土地に、武蔵野の雑木林を代表するケヤキの樹木保存、雨水浸透のためのレインガーデン、農薬を使わない都市型農園などを住宅・レストランと一体的に整備し、敷地内の資産価値や地域の雨水浸透機能の向上につなげています。



深大寺ガーデン



Marunouchi Street Park¹⁰⁶

千代田区の Marunouchi Street Park では、都心部の道路空間を天然芝に敷設することで、多くの人の滞在時間の上昇や周辺の飲食店舗の売上向上、地表面温度の低減など、都心の緑の多機能性が都市の快適性の向上に大きく貢献しています。

杉並区のシャレール荻窪では、荻窪団地の建替えにあたり、団地が緑のネットワークとなるように、現況木の保全、樹木移植、雑木林等を構成種とした緑環境を創出し生物多様性に貢献しています。また、屋上緑化や壁面緑化によるヒートアイランド現象の緩和、風の通り道を活かした建築計画により1℃程度の気温低減の効果が表れています。



シャレール荻窪¹⁰⁷

¹⁰⁶ 大丸有エリアマネジメント協会

¹⁰⁷ UR 都市機構 環境報告書 まち・住まいと環境 2021

行動方針7 快適で楽しい生活につながる自然の活用（文化的サービス）



7-1 地域の自然資源を活かした健康面・教育面などの効用促進

自然体験や自然観察会、農業体験などの自然との触れ合い活動は、人々に精神的な癒しを与えるとともに健康の増進や生物多様性への関心と理解を深める機会につながります。自然と触れあう機会が少ない都民、特に子どもたちにとっては、学校や地域における学習に加え、日常生活の中で身近に自然を感じることが出来る機会を増やすことが必要です。



■行政の取組

- 自然公園や保全地域等において、適切な維持管理を行うことにより、身近に自然と触れ合える機会の場を創出し、都民の健康増進や子供の非認知能力の向上に貢献していきます。
- 東京に住み働く人々に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツや文化活動、農体験等、自然に親しむ多様なにぎわいの場となる公園・緑地、市民農園等を整備・管理することにより、日常の中に身近に自然を感じることができ、健康面・教育面にも寄与する快適で質の高い生活環境を創出します。
- 島しょ部におけるエコツーリズムの推進など、生物多様性に配慮した観光の振興を図るとともに、地域固有の魅力や地域の自然に根付く文化の普及を進めます。【都】

■都民の取組

- 子育ての中で子どもたちと自然との触れ合いの機会をつくります。
- 行政、事業者、民間団体などが企画する自然体験活動、農業体験、生きもの観察会などに積極的に参加します。
- エコツアーなどに積極的に参加することで、生物多様性に配慮しながら東京の自然の多様な魅力や地域に根付く文化を体験します。
- 自然の中でのワーケーションやリモートワークを積極的に行います。

■事業者の取組

- 企業が所有する緑地を都民に開放し、都民の自然との触れ合いの機会を創出します。
- 農業体験農園の開設・運営を行い、市民の農業体験の機会を提供します。
- 観光など地域の自然資源を活用したプロジェクトを企画・運営する場合には、生きものや自然環境に影響を与えないように十分配慮します。

■民間団体の取組

- 地域の公園・緑地、水辺、農地などを自然環境教育や自然体験活動の場として活用するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 各地域の身近な自然で、あらゆる世代にむけた観察会や自然体験の場を創出し、参加を呼びかけます。

■教育・研究機関の取組

- 学校での自然環境教育や自然体験学習の場として、東京の多様な自然を活用するとともに、校内にも生物多様性に配慮した学校ビオトープや園庭ビオトープを創出するなど、身近に自然との触れ合いの場を整備し、自然環境教育に利用します。
- 幼少期の自然体験が生物多様性保全の意識の醸成につながるなど、自然体験や環境学習等と生物多様性保全との関係について調査研究します。
- 将来を担う次世代に対して、学校の自然環境学習や自然体験活動の機会を通じ、自然環境に配慮した行動の重要性について伝えます。
- エコツアーリズムや日常的な自然体験活動、地域循環共生圏など自然環境の保全と利用の両立に関して、専門的立場から調査・研究し、提言助言します。

7-2 地域の自然資源を活かした歴史・文化の保全・継承

生物多様性の恵みは、私たちに自然と結びついた文化財、食、景観、信仰など様々な文化を生むきっかけとなり、私たちの生活を豊かなものにしてくれる一方、東京では、自然や担い手の減少などより、こうした歴史・文化が失われつつあります。そのため、東京の伝統的な食文化の普及啓発、屋敷林を含む農の風景、里地里山の保全などにより、地域の自然に根差した歴史・文化・伝統の保全・継承を進めていくことが必要です。



■行政の取組

- 伝統的な農法などを用いて、谷戸田、雑木林、ため池などを保全し、里地里山の美しい景観警官や歴史・文化、豊かな生態系を保全・継承していきます。
- 東京の伝統的な食文化について普及啓発することで次世代に継承していきます。
- 農地や屋敷林がまとまって残る農のある風景や歴史遺産と一体となった自然を保全し、OECDの登録を促進します。
- 文化財として指定されている天然記念物などを適切に保護・管理していくとともに、地域の自然と結びついた歴史・文化を継承します。

■都民の取組

- 伝統知を活かした谷戸田、雑木林、ため池などを保全するボランティア活動などに参加し、里地里山の谷戸環境の保全に貢献するとともに伝統的な農法や文化について学びます。
- 在来種又は古来の栽培方法等に由来する「江戸東京野菜」や伝統的な手法等で作られた東京ならではの加工食品などを食べることで、東京の食文化への理解や食文化の継承に貢献します。
- 地域の自然環境と文化につながりについて、調べ学び、多世代に渡って受け継ぎます。

■事業者の取組

- 地域の自然に根差した食文化や伝統知を観光資源の価値として見出し、その保全や継承に貢献します。

■民間団体の取組

- 行政などと連携し、伝統知を活かした里山の保全・再生に関するボランティア活動を企画・実施します。
- 伝統的な農法や手仕事の知識・技術を持つ元気な高齢者に、生物文化多様性保全の取組での活躍を促します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、地域の人々のくらしや地域に根付く伝統文化や知識、技術、食文化を調査・研究し、将来を担う次世代にもそのつながりをわかりやすく伝えていきます。

基本戦略Ⅲ

生物多様性の価値を認識し都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

行動方針8 生物多様性の理解促進



8-1 あらゆる主体における生物多様性の理解の促進

東京における生物多様性への理解や関心、認知度は依然として低いままとなっています。生物多様性の保全と回復を進め、その恵みを持続的に利用するためには、都民をはじめとした各主体が、生物多様性の価値や今ある現状を正しく認識し、理解と関心を深めていくことが重要です。そのため、暮らしや経済活動など様々な場面で生物多様性の価値や重要性を発信することで、あらゆる主体における生物多様性の理解が進んでいく必要があります。



野川公園

(提供：日本自然保護協会)

■行政の取組

- インターネットや関連施設等を活用して生物多様性に関する普及啓発を推進するとともに、様々な分野の施策や計画を生物多様性に考慮したものとすることで、都民生活や経済活動における生物多様性の理解を深めます。
- 都内で気軽に生きもの観察、自然体験、農業体験等ができる場所やイベントに関する普及啓発を積極的に行います。
- 類似する課題を持つ自治体同士が連携できるよう、自治体間のネットワークを構築し、情報や技術を共有することで活動を効率化するとともに、広域的な活動の促進を図ります。
- 自然地における特定の場所や登山道等に利用者が集中しすぎないように、東京の多様な自然の魅力を発信するとともに、自然公園、都立公園などの利用ルールの普及啓発を推進します。【都】
- 区市町村に対して、生物多様性地域戦略の策定やポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえた改定を支援するほか、生物多様性の取組を積極的に推進する企業など、様々な関係者間との連携・協力を促進し、必要な情報の提供、助言を行う機能を持つ拠点の整備を検討します。【都】
- ポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえた生物多様性地域戦略を策定又は改定します。【区市町村】

■都民の取組

- 身近な自然や季節の移り変わりに関心を持ち、身の回りにどんな生きものや自然があるのか探してみます。
- 行政や NPO・NGO 等が実施している生物多様性関連のセミナーや自然体験プログラムに積極的に参加し、生物多様性について学んだことを家族や周りの友人に話すとともに、自分の仕事や生活の中で生物多様性に貢献できることを探して実践します。
- 自然公園、公園・緑地などにおける利用ルールを守り、自然を楽しみながら、生物多様性の重要性について学びます

■事業者の取組

- 商品販売などの事業活動や CSR 活動において、生物多様性へ配慮・貢献する取組を充実させ、生物多様性の価値や重要性を従業員と共有します。
- 自社の生物多様性に配慮・貢献する取組に関する情報は、ホームページや SNS などを通じて消費者やユーザーに対し積極的に開示・発信します。
- 生物多様性に配慮・貢献する取組を実施する際は、専門性を有する NPO 等と連携するなど、より効果的な取組の実現を目指します。

■民間団体の取組

- 都民や事業者を対象とした生物多様性関連のセミナーやイベントを企画・開催します。
- 事業者が生物多様性に配慮・貢献する取組を実施する際には、効果的な取組に繋がるよう、専門的な観点からサポートします。
- 国内及び海外で起きている生物多様性の危機や都民・事業者などがそれぞれできる取組を発信します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性の重要性 への理解を促すとともに、身近な地域における生物多様性の価値についても伝えます。
- 都民生活や経済活動 の基盤である健全なにおける生物多様性の 保全つながりについて 調査・研究し、専門的立場から 提言助言します。

コラム：生物多様性保全はじめての一步

生物多様性を保全する。それは、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けながら、人間社会が存続し続ける「持続可能で自然と共生する豊かな社会」を実現することです。そのためには、一人一人のライフスタイルの転換という小さな一歩から始まります。

生物多様性の保全のために、今日からできることを始めてみませんか？みんなで、楽しみながら、一つからでも、一緒に始めましょう！

<日々の生活で>

- 散歩や通勤の中で、緑や生きものなど街にある身近な自然に関心を持ってみましょう
- 気候変動緩和のため、省エネルギー製品に買い替えましょう
- もの大切に繰り返し使い、不用品は積極的にリサイクルをしましょう
- 買いすぎ、作りすぎ、食べ残しをしないで食品ロスを減らしましょう
- マイバッグやマイボトルを持参しプラスチックごみを出さないよう心掛けましょう
- 地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいましょう
- エコラベルなどが付いた環境に配慮した商品を選びましょう
- ペットを野外に放したり捨てたりせず、責任を持って最後まで飼い続けましょう
- 外来種を「入れない」、「捨てない」、「広げない」ようにしましょう

<趣味や遊びで>

- 混雑しない海や山、川を訪れ、自然の豊かさや機能を実感しましょう
- 自然のある公園に出かけたり、動物園、水族館や植物園などを訪ねて、自然や生きものにふれましょう
- 自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章、SNSなどで周りの人に伝えましょう
- ベランダや庭でガーデニングを楽しみながら、鳥や昆虫が立ち寄れる場所を作りましょう

<地域の活動で>

- 生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域の活動に参加しましょう
- 地域で行われている自然環境保全のボランティア活動に参加してみましょう。



(提供：日本自然保護協会)

公園での落ち葉遊び



(提供：日本自然保護協会)

海辺の観察会



環境省の普及啓発ポスター

行動方針9 生物多様性を支える人材育成



9-1 自然環境分野における環境教育・人材育成の促進

これまで自然環境保全のボランティアを担ってきた人材の高齢化や自然離れによる意識の変化などにより、東京の自然環境を守る人材が不足しています。また、都内外の生物多様性の損失が急速に進んでいる中、生物多様性の重要性が認識されておらず、行動変容に結びついていません。そのため、自然環境保全を進める人材の育成や子どもだけでなくあらゆる世代の行動変容に結び付けていく環境教育を進めていくことが必要です。



環境人材の育成

■行政の取組

- 都内の様々な公園・緑地、水辺などの自然地や植物園・動物園など生物多様性について学ぶことのできる拠点施設において、~~のほか、インターネット等を活用し、~~自然環境教育や自然体験活動を促進します。
- 緑のボランティアや自然ガイドなど、東京の自然を守り持続的に利用する人材の育成を進めます。
- 都内の農林水産業や自然に根差した伝統工芸など、担い手の確保・育成を促進します。
- 自然環境を利用しながら守ってきた伝統知や地域知の普及啓発を行い、次世代に継承してくとともに、地域の自然に根差した環境教育・人材育成を行います。
- NPO 等と連携し、公園緑地などで自然環境教育や自然体験活動のイベントを企画・運営します。【区市町村】
- 区市町村の施設において、生物多様性の普及啓発や環境学習講座を実施します。【区市町村】

■都民の取組

- 都や区市町村、NPO 等が企画する生物多様性に関する環境学習イベントなどに参加し、学習したことを普段の生活で実践できるよう理解を深めます。
- 動植物園や水族館、博物館、環境学習施設などを訪れるとともに、子どもが生物多様性に関心を持つような活動やイベント等に参加して、自然や生きものと触れあうきっかけをつくります。

- 伝統知や地域知を活かした保全活動などに参加し、伝統的な農法や文化について学び、生物多様性への理解を深めます。

■事業者の取組

- 企業の担当者や社員が生物多様性に関する環境教育イベントなどに参加し、生物多様性に配慮した企業活動や生活を実践できるよう理解を深めます。
- 企業緑地を自然体験や自然観察の場として都民に開放し、都民が生物多様性の重要性を学べる環境を創出します。
- 企業のCSR活動により、NPO等と連携し、地域の子どもたちを対象とした自然体験活動を実施し、自然環境分野における人材育成に貢献します。

■民間団体の取組

- 行政や事業者等と連携しながら、都民が行動変容を起こせるような効果的な自然体験活動や自然環境教育を実施します。
- 自然環境教育や自然体験活動の効果的なプログラムを企画するほか、中高生向けのキャリア形成講師や大学生のインターンを積極的に受入れ、自然環境分野における人材育成に貢献します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性の保全に向けた取組や持続的な利用について伝えます。
- 公園・緑地や学内の学校ビオトープ・園庭ビオトープなどを活用して自然環境教育を行うほか、園児・児童・生徒とともに保全活動を実施します。
- 生物多様性に配慮した行動変容に関して、専門的な立場から助言します。

コラム：生物多様性関連の環境教育活動拠点

大都市東京は人口が多く、生物多様性に関連した環境教育や自然体験活動を行う拠点多くあります。

東京都が管理する都立動物園、都立植物園、都立水族館、都立庭園、都立公園、海上公園では、ボランティアなどの協力を得ながら、環境教育活動が盛んにおこなわれています。

東京都には約8万haの自然公園（国立公園、国定公園、都立自然公園）が広がっており、東京都の自然公園ボランティアは、ビジターセンターの解説員等と協力・連携のもと、自然教室や利用案内などの活動を行っています。

また、東京都及び公益財団法人東京都環境公社では、都が指定した保全地域をフィールドとして、身近な里山における森の手入れ、クラフト体験、稲刈り体験などを行う里山保全活動の体験プログラム「里山へGO!」を実施しています。

さらに、区市町村の郷土資料館などを拠点として、自治体レベルでも盛んに環境教育や自然体験活動が都民や市民団体と協力して行われています。

この他にも、多摩川などの河川を中心に国土交通省、教育関係者、市民団体による体験活動の充実を図る水辺の楽校がっこうが多く登録されています。



里山保全地域での稲の脱穀体験活動

行動方針10 都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容



10-1 経済活動や消費行動における生物多様性への配慮

生産から消費に至るサプライチェーンのグローバル化により、地域における経済活動・消費行動が、国内だけでなく世界の生物多様性に間接的な影響を及ぼしています。特に東京は、ヒト・モノ・カネ・情報が行き交う、グローバル経済の主要なハブの一つで、東京における資源の消費は世界各地で進む生物多様性の損失に大きく関わっています。そのため、企業や都民などの様々な主体が、生物多様性に配慮した経済活動や消費行動をしていくことが必要です。



■行政の取組

- グリーン購入等の推進により環境への負荷を低減するとともに、環境認証商品や生物多様性に配慮した商品の普及を促進します。
- 生物多様性の保全にも繋がるグリーンファイナンスを促進します。

■都民の取組

- 環境認証商品や生物多様性に配慮した商品を積極的に購入します。
- 東京都の認証マークがついた「東京都エコ農産物」や有機農産物、特別栽培農産物¹⁰⁸等を積極的に購入します。

■事業者の取組

- 金融機関は、生物多様性に配慮・貢献する事業を進める企業やプロジェクトに対して、積極的な投融資を進めます。
- サプライチェーンにおいて、生物多様性に対する負の影響を低減する取組に加え、生物多様性を回復させる取組を進めます。

¹⁰⁸ その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培された農産物

- 生産者はライフサイクルで環境に配慮した製品や商品を製造し、市場に提供します。また、小売事業者は認証制度があるものについて積極的に認証を取得し、消費者が環境認証商品を選択できるようにします。
- 事業活動に当たっては、グリーン購入等の推進により、環境への負荷を低減するとともに、環境認証商品や生物多様性に配慮した商品を調達します。
- 商品販売やサービス提供の機会を通じて、生物多様性の価値や重要性を消費者やユーザーに発信します。

■民間団体の取組

- 生物多様性に配慮した消費行動について普及啓発を行います。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性に配慮した経済活動や消費行動の重要性について伝えます。
- 都民生活や経済活動における消費・調達が与える地球規模の生物多様性に対する正・負の影響について、調査・研究し提言します。

10-2 資源循環促進による生物多様性への貢献

世界全体で毎年約800万トンが海洋に流出しているといわれるプラスチックごみは、海洋生物に直接危害を加え、海の生態系の脅威となっています。また、東京は食料の多くを都外からの供給に頼る一方、大量の食品ロスを発生させています。そのため、都内で発生するプラスチックごみや食品ロスを削減するなど更なる資源循環の取組を促進することで、都内だけでなく都外の生物多様性への負荷を軽減していくことが必要です。



■行政の取組

- 持続可能な資源利用の実現を目指し、東京における持続可能な「消費・生産」について検討するとともに、その実現に向けた施策を実施します。【都】
- プラスチックごみや食品ロスの削減による地球規模の生物多様性への負荷軽減に向けた対策を実施します。

■都民の取組

- マイバッグやマイボトルを携帯し、リユースやシェアリング、量り売り等を活用するなど、使い捨てプラスチックを使用しない生活を送ります。

- 生活ごみの適切な分別排出に協力するとともに、リサイクルにより生産された再生品を積極的に購入・利用します。
- 日々の暮らしの中で食材の買いすぎや食べ残しなどによる食品ロスを削減し、地球規模の生物多様性にも配慮した生活を送ります。
- 自ら出したごみをポイ捨てしたり屋外に放置しないことはもとより、リサイクルできるものは資源ごみとして循環させ、自主的なごみ拾いやごみ拾いイベントなどに参加します。

■事業者の取組

- リユース・シェアリング・量り売り等を積極的に進めるとともに、回収・輸送ルートの効率化及び技術革新による水平リサイクル実装を進め、使い捨てプラスチックの消費を削減します。
- 事業活動における食品ロスの発生状況を把握し削減を図るとともに、余った食品をフードバンク等に寄付するなど、食品ロス削減につながる取組を実施します。
- 回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすとともに、ワンウェイ製容器包装・製品等が必要な場合には、持続可能性が確認された再生可能資源に適切に切り替えます。

■民間団体の取組

- 使い捨てプラスチックを使用しない生活を、イベント等を通じて普及啓発します。
- 企業や家庭で余った食品について、フードバンク・フードドライブ等の活動を通じて、食品ロスの削減を図ります。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、プラスチックごみや食品ロス削減の重要性について伝えます。
- 資源利用に伴う地球規模の生物多様性への影響やプラスチックごみが与える海洋生態系への影響について、調査・研究します。

10-3 気候変動対策と生物多様性保全の同時解決

生物多様性の危機の一つである気候変動による影響を緩和するためには、気候変動対策を強力に進めていかななくてはなりません。一方で、気候変動対策と生物多様性保全策は、両者の取組が相互に影響を与え合っていることから、相互の相乗効果やトレードオフを考慮し、各主体が両課題の解決に貢献する取組や行動を進めていくことが必要です。



■行政の取組

- 2050年までに世界のCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を目指し、2030年までに都内温室効果ガス排出量を半減する「カーボンハーフ」に向けた施策を推進します。【都】
- 2050年までにCO₂排出実質ゼロ及び自然共生社会の実現を目指し、気候変動対策と生物多様性保全の連関を踏まえ、両課題の解決に貢献する各種施策を推進します。
- 気候変動に伴う生きものの分布域の変化や生物季節の変化についての情報を収集し発信します。

■都民の取組

- 2050年CO₂排出実質ゼロ及び自然共生社会の実現に貢献できるよう、日々環境に配慮した生活を送ります。
- 生きものの分布域の変化や生物季節の変化のモニタリングに協力します。

■事業者の取組

- 2050年CO₂排出実質ゼロ及び自然共生社会の実現に貢献できるよう、環境に配慮した事業活動を進めます。
- 再生可能エネルギーの導入など、気候変動対策においても生物多様性に配慮します。

■民間団体の取組

- 地球温暖化が生物多様性に及ぼす影響についての普及啓発を行います。
- 地球温暖化に伴う生きものの分布域の変化に気づくためのイベントや観察会を実施、や生物季節の変化などをモニタリングに協力します。
- 気候変動対策と生物多様性保全の同時解決の視点を踏まえた各種取組を進めます。

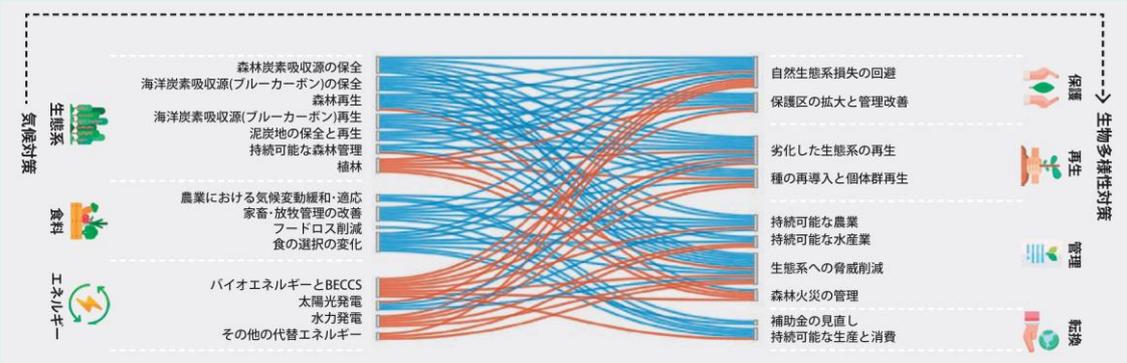
■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、気候変動対策と生物多様性保全の同時解決の重要性について伝えます。
- 地球温暖化と生物多様性の連関に関する調査・研究を行います。
- 気候変動対策と生物多様性保全が相互に与える影響について、専門的な立場から助言を行います。

コラム：生物多様性保全策と気候変動対策との連関

生物多様性保全策と気候変動緩和・適応策は、相互に関連しています。

気候変動緩和・適応のみに焦点を絞った対策は、自然や自然の恵みに直接的・間接的な悪影響を及ぼす可能性があります。

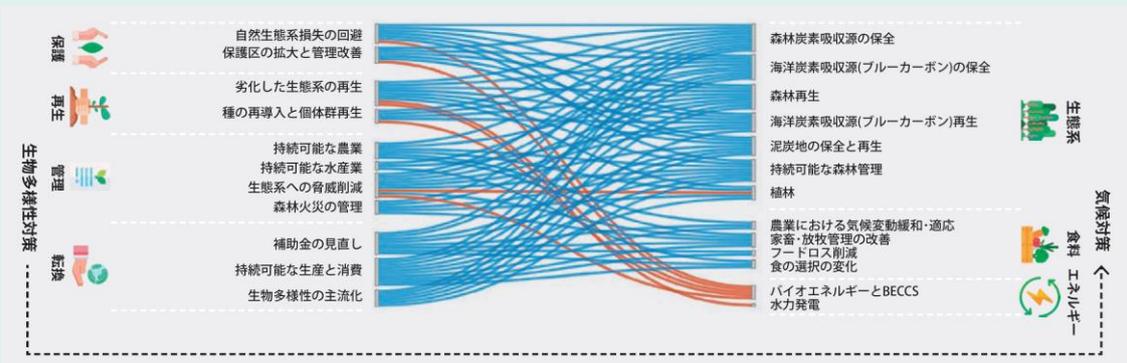


気候変動緩和策による生物多様性保全策への影響

青色の線は正の影響(相乗効果)、オレンジ色の線は悪影響(トレードオフ)を表す。ここに示す対策には未だ試験的又は構想段階のものも含まれ、従って今後の展開によって相互作用は変化する可能性がある

出典：IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書：IGES による翻訳と解説（2021年9月：IGES）

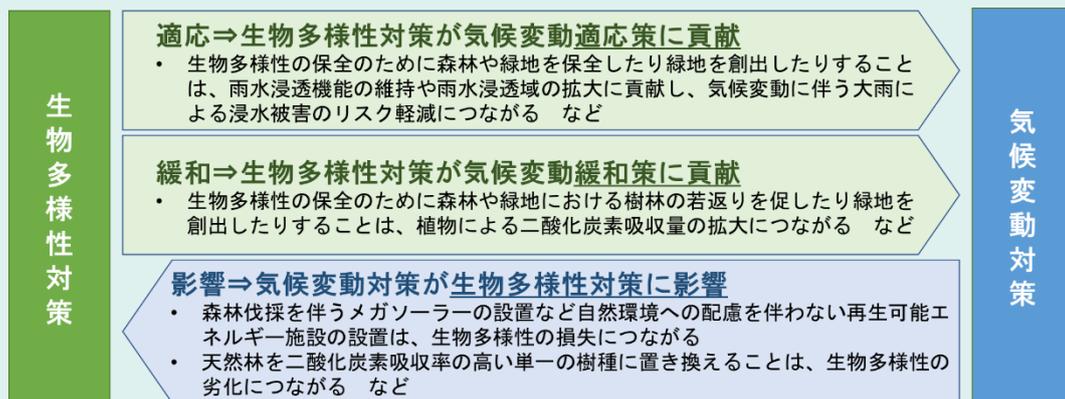
一方、生物多様性の保護と回復に焦点を絞った対策は、気候変動緩和に大きく貢献することが多いです。しかしながら、その効果は生物多様性と気候の両方を考慮した対策に劣る可能性があります。



生物多様性保全策による気候変動緩和策への影響

青色の線は正の影響(相乗効果)、オレンジ色の線は悪影響(トレードオフ)を表す。ここに示す対策には未だ試験的又は構想段階のものも含まれ、従って今後の展開によって相互作用は変化する可能性がある

出典：IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書：IGES による翻訳と解説（2021年9月：IGES）



適応⇒生物多様性対策が気候変動適応策に貢献

- ・ 生物多様性の保全のために森林や緑地を保全したり緑地を創出したりすることは、雨水浸透機能の維持や雨水浸透域の拡大に貢献し、気候変動に伴う大雨による浸水被害のリスク軽減につながる など

緩和⇒生物多様性対策が気候変動緩和策に貢献

- ・ 生物多様性の保全のために森林や緑地における樹木の若返りを促したり緑地を創出したりすることは、植物による二酸化炭素吸収量の拡大につながる など

影響⇒気候変動対策が生物多様性対策に影響

- ・ 森林伐採を伴うメガソーラーの設置など自然環境への配慮を伴わない再生可能エネルギー施設の設置は、生物多様性の損失につながる
- ・ 天然林を二酸化炭素吸収率の高い単一の樹種に置き換えることは、生物多様性の劣化につながる など

生物多様性保全策と気候変動緩和・適応策の連関の事例